

小規模企業共済法施行令の一部を改正する政令案参照条文

小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百一十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- 一 常時使用する従業員の数が二十人以下の個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 常時使用する従業員の数が五人以下の個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 常時使用する従業員の数が二十人以下の会社であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むものの役員
- 四 常時使用する従業員の数が五人以下の会社であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものの役員
- 五 特別の法律によつて設立された中小企業団体（企業組合、協業組合及び主として第一号若しくは第二号に掲げる個人又は第三号若しくは前号に規定する会社を直接又は間接の構成員とするものに限る。）であつて、政令で定めるものの役員
- 2 この法律において「共済契約」とは、小規模企業者が独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）に掛金を納付することを約し、機構がその者の事業の廃止等につき、この法律の定めるところにより共済金を支給することを約する契約をいう。
- 3 この法律において「共済契約者」とは、共済契約の当事者である個人たる事業者及び会社又は中小企業団体（以下「会社等」という。）の役員をいう。

農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）（抄）

第七十二条の八 農事組合法人は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 農業に係る共同利用施設の設置（当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。）又は農作業の共同化に関する事業
  - 二 農業の経営（その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの及び農業と併せ行う林業の経営を含む。）
  - 三 前二号の事業に附帯する事業
- 2・3 （略）